

## 『(仮称) 東大和市いじめ防止対策推進条例の骨子』 に対するパブリックコメントの結果について

『(仮称) 東大和市いじめ防止対策推進条例の骨子』について、パブリックコメントを実施したところ、次のとおりの結果となりました。

### 1 提出した市民等の数及び提出された意見の数

2人 7件

### 2 意見の提出期間

令和元年8月1日(木)から令和元年9月2日(月)まで

### 3 提出された意見の要約及び意見に対する市の考え方

別紙のとおり

パブリックコメントで提出された意見の内容及び市の考え方について

提出者	意見	意見の内容	市の考え方
1	1	条例を制定するのであれば、何よりも実効性のある内容であることが必要。	東大和市いじめ防止対策推進条例第9条(条例骨子(8))の規定に基づき策定する「東大和市いじめ防止対策推進基本方針」に、いじめ問題への基本的考え方、いじめの未然防止及びいじめ発生時の取組等を掲載する予定としています。
	2	いじめの被害児童・生徒に対するケアを、誰が、どこで、どのように行うのか。	
	3	いじめの加害児童・生徒に対するケアを、誰が、どこで、どのように行うのか。	
	4	いじめ問題の解決は、学校や教育委員会あるいは保護者が単独でできるものではなく、関係機関の協力が必要であることから、このことを条例に明記すべきである。	いじめの問題の解決は関係機関との協力が必要と考えています。東大和市いじめ防止対策推進条例第12条(条例骨子(9))の規定に基づき設置する東大和市いじめ問題対策連絡協議会委員に、いじめの防止等に関係する機関及び団体の職員等に就任いただき、その連携等について協議する予定としています。
	5	本条例のほかに、子どもの権利条例、子どもの虐待防止条例を検討されたい。	子どもの権利や子どもの虐待防止等についても重要な課題と認識していますが、これらは小・中学生の範囲を超えた子どもも対象となることから、他の法令等を踏まえて、本条例とは別に検討する必要があると考えています。
2	6	(3) いじめの禁止について 「児童等はいじめを行ってははいけません。」を、「児童等はいじめを行ってははいけません、いじわるもいけません、いじめを見つけたときは大声を出して、皆に知らせましょう。」に変更することを提案する。	いじめの問題の解決は、いじめの未然防止及び早期発見が重要であることから、本条例においては、いじめの禁止そのものを規定し、いじめの未然防止及び早期発見につながる市立小・中学校における取組方法等については、東大和市いじめ防止対策推進条例第9条(条例骨子(8))の規定に基づき策定する「東大和市いじめ防止対策推進基本方針」に、掲載する予定としています。
	7	(7) 保護者の責務について 「①保護する児童等がいじめを行うことのないよう、規範意識を養うための指導等を行うように努めるものとします。②保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等がいじめから保護するものとします。」を「保護する児童等の性格、日頃の行動を理解し、児童等がいじめを行うことのないよう、又はいじめ	保護者の責務(条例骨子(7))については、①いじめの未然防止に係る規範意識の指導、②いじめの被害を受けた場合の適切な保護、③市、教育委員会、学校の講ずる対策への協力の3つの観点を整理し、規定することを予定しています。 家庭における取組に関する事項については、東大和市いじめ防止対策推進条例第9条(条例骨子(8))の規定に基づき策定する

	<p>を受けることがないよう、性格の変化、日頃の行動の変化を感じ取って、適切に当該児童等を見守り保護するものとします。」</p> <p>①、②をまとめることを提案する。</p>	<p>「東大和市いじめ防止対策推進基本方針」に、掲載する予定としています。</p>
--	--	---